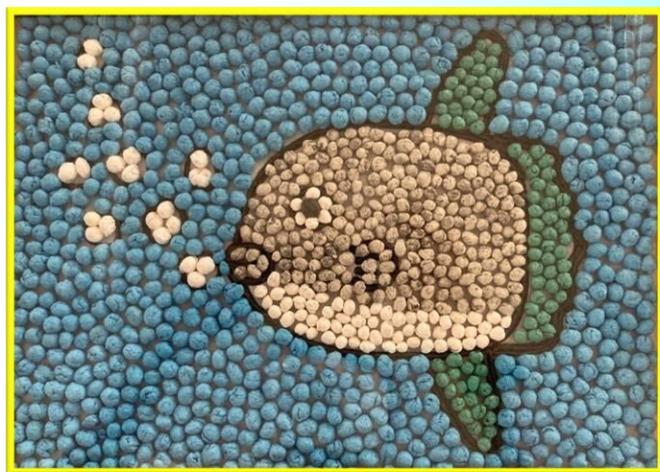
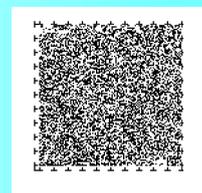


やまとししょう しゃふくしけいかく がいようばん
大和市 障がい者福祉計画 概要版



れいわ ねん がつ
令和7年4月
や ま と し
大 和 市



「障がい者」の範囲について

本計画における「障がい者」の表記は、基本的には年齢の区別なく「障がい者」「障がいのある方」として表記していますが、児童を対象とした施策、制度、事業については「障がい児」「発達に課題のある子ども」等の表記をしています。

また、「障がい者」の範囲は、障害者基本法第2条の規定のとおり、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。今後、「障がい者」の範囲の見直しがあった際には、国の動向を踏まえながら対応を図ります。

▶本市における「障がい」と「障害」の表記について

本市では、平成18年2月の大和市人権懇話会による「大和市人権指針について」の提言書に基づき、「障がい」の表記について検討してきました。その結果、平成21年4月より人の状態を表したり、人を形容する等、人に関連して使用する場合は「障がい」と表記し、法令や団体名等の固有名詞は、漢字で表記するものとしています。

本計画では、本市の考え方にに基づき、「害」という漢字の否定的なイメージに配慮し、障がい者の人権をより尊重すること、差別感や不快感をもつ人が少しでもいる限り、その気持ちを尊重すること、また、ノーマライゼーション社会の実現に向けた市民の意識醸成にもつながることから、「障害」を「障がい」と可能な限り表記することとしています。

※法令や法令上の規定、固有名詞等は漢字で表記しています。

※音声コードについて

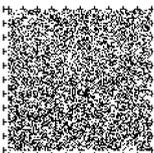
視覚障がいのある方などへの情報提供手段として、音声コードを添付しています。

音声コードとは紙に記載された情報をデジタルに変える二次元のバーコードです。

音声コードに対応したアプリケーションをインストールしたスマートフォンで読み取ると、

内容を音声で聞くことができます。

(表紙・裏表紙の絵・さし絵は、社会福祉法人やまねっとの利用者の作品です。)



はじめに

急速に進行する少子高齢化や人口減少、そして、自然災害の激甚化・頻発化など社会を取り巻く課題がますます複雑化しています。このような状況の中でも、市民の皆様が幸せを感じられるまちの実現には、心や体を良好な状態に保つことはもとより、人が幸せを感じる重要な要素とされる「つながり」を育てていくことが大切であるため、令和7年2月に「みんながつながる健幸都市やまと」を将来都市像とする「第10次大和市総合計画」を策定しました。この計画は、7つの基本目標を設定しており、その中で、障がいのある方など、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるよう、多様な福祉サービスの提供や、市民同士が共に支え合う仕組みづくりなどを推進することを目標としています。



今回策定した障がい者福祉計画では、地域におけるつながりを基盤に、市民一人ひとりの意見や権利などが尊重され、自己選択と自己決定のもとに、安心して自分らしく自立した生活を送ることのできる地域社会を目指して障がい者福祉施策を推進するため、基本理念を「一人ひとりが地域とつながり、『私』らしく生活しているまち」としました。この基本理念の実現に向けて取り組むことで、「みんながつながる健幸都市やまと」の実現を目指します。

また、本市では、社会状況の変化に伴い、8050問題や引きこもり問題等、複合的な課題を抱える障がいのある方やご家族に対する支援ニーズが増加しており、適切な対応のため、行政や相談機関、関係機関の連携強化が課題となっています。今後も、障がいのある方とその家族が、希望する地域で自分らしく安心して生活できるよう、環境づくりや障がいに対する理解の促進とともに、行政や教育、サービス提供事業者などが連携し、ご本人やご家族への一人ひとりにあった、ライフステージに応じた切れ目ない支援を進めてまいります。

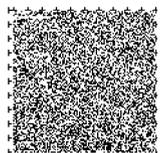
このような状況に対応し、将来に渡り持続可能なまちであり続けるためには、行政だけではなく、民間事業者や関係団体等の障がい福祉に関わる方々はもちろん、市民の皆様のご協力が必要不可欠です。引き続き皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

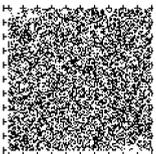
最後に、本計画の策定にあたり、市民へのアンケート調査及び障がい福祉関係団体へのヒアリング調査を実施し、大和市障がい者福祉計画審議会において内容の検討をいたしました。貴重なご意見をいただいた市民の皆様及び関係団体、関係機関の皆様、大和市障がい者福祉計画審議会の皆様に、心よりお礼を申し上げます。

令和7年3月

大和市長

吉谷 力





◆ けいかく がいよう 計画の概要

1. けいかく いち 計画の位置づけ

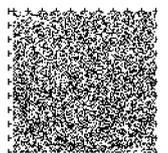
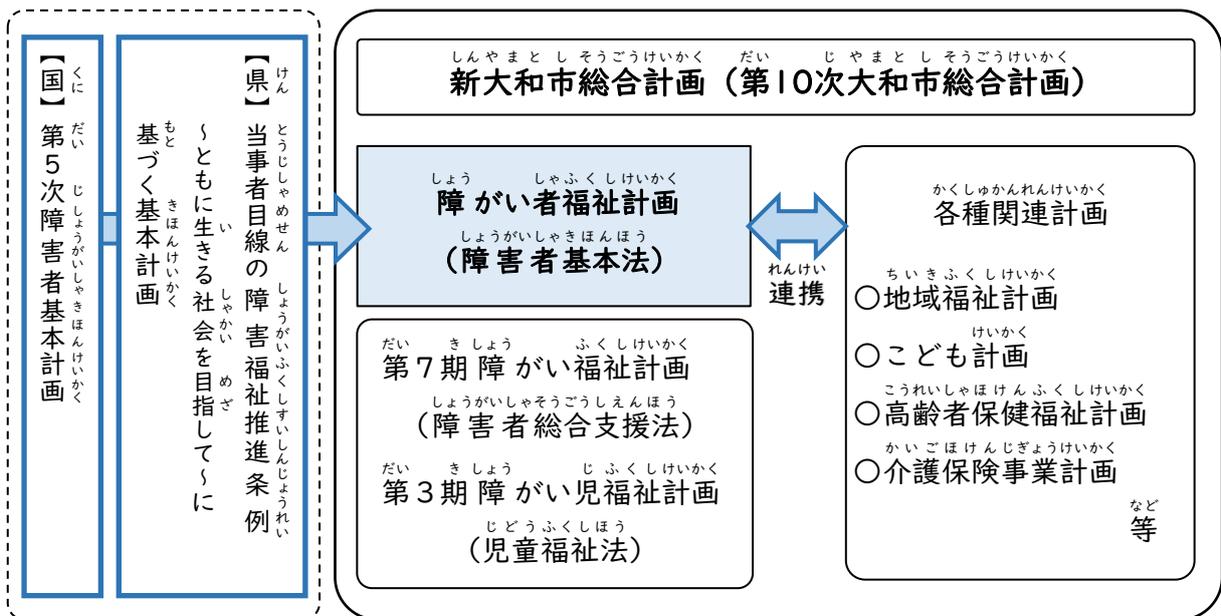
市町村において策定が義務づけられている法定計画には、①障害者基本法第11条において規定される「市町村障害者計画」、②障害者総合支援法第88条に規定される「市町村障害福祉計画」、③児童福祉法第33条の20に規定される「市町村障害児福祉計画」の3つがあります。

本計画は「市町村障害者計画」にあたる計画として位置づけられ、本市の障がい者施策全般にわたり取り組むべき方向性を定める計画です。

また、本計画は、市民一人ひとりが地域の一員として尊重され、自己選択と自己決定のもと、安心して自分らしく自立した生活を送ることができる地域社会を実現するために必要な障がい者福祉施策を着実に推進していくことを目的としています。

さらに、本市の市政運営における基本的な計画である「第10次大和市総合計画」や「地域福祉計画」、「こども計画」、「高齢者保健福祉計画」、「介護保険事業計画」等と整合を図るとともに、障害者基本法の理念や国の「障害者基本計画」、神奈川県「当事者目線の障害福祉推進条例」とともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画」等を踏まえて策定します。

■ けいかく いち 計画の位置づけのイメージ



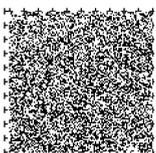
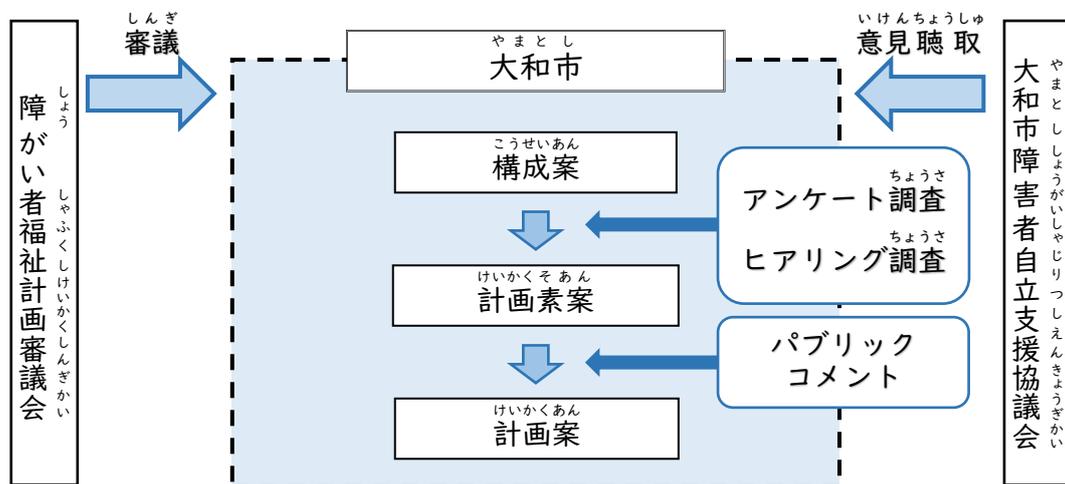
2. 計画の期間

本計画の計画期間は、「第10次大和市総合計画」（前期・計画期間：令和7年度～令和11年度）や、国や県の基本計画の計画期間などを踏まえ、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

3. 計画の策定体制

本計画は、市内の当事者団体や関係機関が参加する「大和市障がい者福祉計画審議会」による審議を中心に策定されています。また、市民を対象としたアンケート調査や、障がい福祉事業所等や当事者・家族会、保育・学校を対象としたヒアリング調査を実施し、市民や当事者の声を活かした計画となるように努めています。

■ 計画の策定体制のイメージ



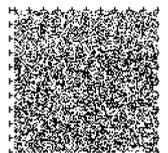
◆ 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

ひとり ちいき
一人ひとりが地域とつながり、
わたし せいかつ
『私』らしく生活しているまち

平成22年策定の第4期大和市障がい者福祉計画から現行計画まで踏襲されている基本理念を継承しつつ、令和6年度に策定している「第10次大和市総合計画」における将来都市像＜みんながつながる健幸都市やまと＞の“つながり”の視点を踏まえ、地域におけるつながりを基盤に、市民一人ひとりの意見や権利などが尊重され、自己選択と自己決定のもとに、安心して自分らしく自立した生活を送ることのできる地域社会を目標とし、本市における障がい者福祉施策を推進する上で最も基本となる本計画の基本理念として、“一人ひとりが地域とつながり、『私』らしく生活しているまち”を掲げ、その実現に向けた障がい者福祉施策を推進します。

さらに、この基本理念の実現に向けて取り組むことで、本市における最上位計画である「第10次大和市総合計画」の将来都市像である「みんながつながる健幸都市やまと」の実現をめざします。



2. めざすまちの姿^{すがた}

ほんし さいじょういけいかく だいじやまとしそごうけいかく しょうらいとしぞう
本市における最上位計画である「第10次大和市総合計画」の将来都市像であるくみん
ながつながるけんこうとしやまと>の“つながり”の視点を踏まえ、以下の3つの目標を
ほんけいかく すがた はしら
本計画のめざすまちの姿の柱とします。

たが りかい みと ささ お互いに理解し、認めあい、支えあうまち

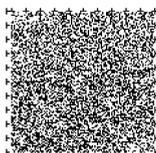
しょう かがた りかい ごうりてきはいりよ ていきょう いしけっていしえん しょう
障がいがある方への理解や合理的配慮の提供、意思決定支援などにより、障
がいのある人もない人も、一人ひとりの意見や権利などが尊重され、地域の中で
つながり、お互いを認め、支えあいながら暮らすまちをめざします。

ちいき あんしん く 地域とのつながりにより、安心して暮らせるまち

あんしん す しえん ちいき こうきょうくうかん じょうほう
安心な住まいのための支援、地域のネットワークづくり、公共空間や情報など
のバリアフリー化、災害への備えなどについて、市民、行政、事業者の連携により
推進し、社会的な障壁を感じることなく、安心して暮らせるまちをめざします。

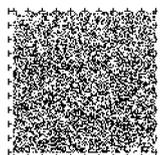
げんき じぶん く いつまでも元気に、自分らしく暮らせるまち

きょういく しゅうろう よか しょうがい つう ぎょうせい きょういく
教育、就労、余暇など、生涯のライフステージを通じて、行政、教育、サー
ビス提供事業者、相談窓口などにつながることで、個々の状況に応じた
成長や自立のための支援が充足し、一人ひとりが自分らしく暮らせるまちをめざ
します。



し さ く たい け い
施策の体系

<small>きほんりねん</small> 基本理念	<small>すがた</small> めざすまちの姿	<small>きほんほうしん</small> 基本方針
<p>ひとり 一人ひとりが地域とつながり、『私』らしく生活しているまち</p>	<p>◎ いつまでも元気に、自分らしく暮らせるまち</p> <p>◎ 地域とのつながりにより、安心して暮らせるまち</p> <p>◎ お互いに理解し、認めあい、支えあうまち</p>	<p>【方針1】 <small>こうじん そんちょう</small> 個人の尊重 (権利擁護と差別の解消)</p> <p>【方針2】 <small>ちいきせいかつ きぼん</small> 地域生活の基盤づくり・ <small>しゃかいてき かべ かんきょう</small> 社会的な壁のない環境づくり</p> <p>【方針3】 <small>らいうすたーじ おう せいかつしえん</small> ライフステージに応じた生活支援</p>



施策

1-1. 権利擁護・意思決定支援の推進

1-2. 虐待の防止

1-3. 障がい理由とする差別の解消の推進と障がい者理解の促進

1-4. 日常生活・社会生活における合理的配慮の推進

取り組み例

日常生活自立支援事業

障害者虐待防止センター事業

あいサポート運動事業

市職員研修の実施等

2-1. 地域で支える仕組みづくり

2-2. 障害者自立支援協議会の充実

2-3. 防災・防犯対策の推進

2-4. 情報アクセシビリティの向上

2-5. 障がい者の地域生活の支援

2-6. 住まいの場の整備

2-7. 生活環境のアクセシビリティの向上

障がい者施設での地域交流

障害者自立支援協議会

避難行動要支援者支援制度

各種情報の提供

障害福祉施設建設費償還支援事業

グループホーム等移行推進事業

鉄道輸送円滑化促進事業等

3-1. 相談支援体制の充実

3-2. 地域生活支援サービスの充実

3-3. 障がい児、発達に課題のある子どもの療育・保育・教育・福祉体制の充実

3-4. 就労の支援

3-5. 外出の支援

3-6. 経済的自立への支援

3-7. 保健・医療の充実

3-8. 文化・レクリエーション・スポーツ活動の充実

相談支援事業

ホームヘルプ事業

乳幼児健康診査

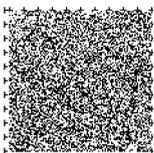
障害者自立支援センター運営事業

移動制約者移送サービス事業（協働事業）

市障害者福祉手当支給事業

障害者（児）歯科健診事業

障がい者社会参加促進事業等



◆ しさく てんかい 施策の展開

【方針1】 個人の尊重（権利擁護と差別の解消）

● 基本的な考え方 ●

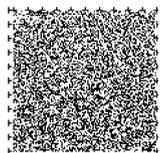
「障害者基本法」では、障がいの有無に関わらず、すべての人がお互いに人格と個性を尊重し合いながら生きていくことができる共生社会の実現を目指しています。また、「障害者差別解消法」では、社会のあらゆる場面において、障がいを理由とする差別の解消を進めることによって、共生社会の実現に資するとされています。本市では、障がいがある方の権利擁護を推進すると同時に、障がいへの理解や合理的配慮の提供を浸透させることにより、障がいに対する差別や偏見のない共生社会の実現を目指すため、4つの施策を実施します。

施策1-1 権利擁護・意思決定支援の推進

- ◇ 金銭や書類の管理等を支援する日常生活自立支援事業のさらなる推進を図ります。
- ◇ 意思決定支援のため、成年後見人報酬の一部助成や後見開始の市長申立て等を通して、成年後見制度の利用拡大を推進します。
- ◇ 成年後見制度の利用を希望される方、制度を知りたい方への講演会等を実施しており、継続して制度の周知を図ります。

施策1-2 虐待の防止

- ◇ 「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の理念等を踏まえ、虐待防止のための普及啓発を進めるとともに、虐待防止に関する相談体制の充実等、虐待の予防、防止に向けて必要な体制整備に取り組みます。
- ◇ 通報があった際は、引き続きケースワーカーや保健師、虐待防止センター職員等、関係機関や障がい福祉事業所職員間でコミュニケーションを取り、迅速に対応できる体制の構築に取り組みます。
- ◇ 高齢、障がい、子育て、生活困窮といった複合的な福祉課題については、『福祉ここから相談窓口』の機能により世帯ごとに支援します。

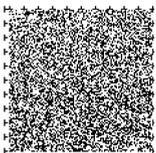


施策 1-3 障がい者を理由とする差別の解消の推進と障がい者理解の促進

- ◇ あいサポート運動を地域や企業等にも広げ、より一層の障がいへの理解促進に取り組みます。
- ◇ 「障害者差別解消法」に関する講演会等を実施し、障がい者やその親族以外の方へも参加を呼びかけることで、広く市民に対し障がいへの普及啓発と理解促進に取り組みます。
- ◇ 障がい者就労施設の製品の展示・販売や、障害者週間事業における展示等、障がいへの理解を深めるための支援に継続して取り組んでいます。
- ◇ 保育所・幼稚園・学校でインクルーシブ教育を推進していきます。
- ◇ ヘルプカード等の活用により、円滑に手助けが受けられるよう周知を図ります。

施策 1-4 日常生活・社会生活における合理的配慮の推進

- ◇ 視覚障がい者にも行政サービスが提供できるよう、点字広報や音声広報の発行等による情報提供に引き続き取り組みます。
- ◇ 聴覚障がいや音声言語機能障がいがある方の手続へのサポートとして、市窓口へ手話通訳者を継続して設置します。
- ◇ 大和市職員対応規程に関する研修を継続して実施し、行政サービスにおける合理的配慮の推進に向けて取り組みます。
- ◇ 事業者による合理的配慮の提供について、市のホームページなどを通じて周知していくとともに、国や県の相談機関と連携して、当事者の方や事業者からの相談などに対応します。



【方針2】 地域生活の基盤づくり・社会的な壁のない環境づくり

● 基本的な考え方 ●

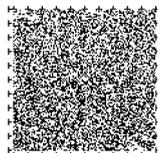
住み慣れた地域で安全に安心して暮らすことができる生活環境の実現には、設備のバリアフリー化や情報アクセシビリティ推進をはじめとする社会的障壁の除去や、災害への備えや住まいをはじめとした安心できる居場所の確保が求められます。本市では、障がいのある方が地域生活を行う上での社会的障壁の除去への取り組みを推進し、共生社会の実現を目指すため、7つの施策を実施します。

施策2-1 地域で支える仕組みづくり

- ◇ 当事者団体、家族会の活動を支えることで、地域での支え合いができる体制の整備に取り組みます。
- ◇ あいサポート運動を地域や企業等にも広げ、あいサポートメッセンジャーやあいサポート企業等の認定により一層の障がいへの理解促進に取り組みます。
- ◇ 社会福祉協議会（ボランティアセンター）等と連携し、ボランティア活動への支援に取り組みます。

施策2-2 障害者自立支援協議会の充実

- ◇ 障がい者の増加や、少子高齢化の進展により、障がいがある方への支援の必要性は高まるものと考えられます。障がいのある方が、安心して地域で生活できるまちづくりが求められており、地域の課題等の情報共有、各機関の連携による地域ネットワークの構築や社会資源の改善・開発等、障がい者福祉のシステムづくりの推進の中核的機能を担う機関として障害者自立支援協議会のさらなる機能強化を図ることで地域の課題解決に努めます。

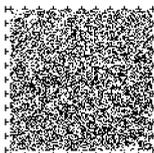


施策2-3 防災・防犯対策の推進

- ◇ 避難行動要支援者支援制度の活用等により、災害時の要支援者の把握や支援を受けることができるような体制づくりを推進します。また、避難の実効性を高めるため、関係機関等と連携し、個別避難計画（個別支援プラン表）の作成に努めます。
- ◇ 在宅避難者への支援については、在宅避難者の把握や支援方法に関して検討を行います。
- ◇ 防災ベストの配布等によって、避難した際に支援を受けやすくなるような取り組みを継続して行います。
- ◇ 防災意識を高めるため、自立支援協議会で作成した障がい者向けの防災マニュアルの活用などを検討します。

施策2-4 情報アクセシビリティの向上

- ◇ 手話通訳者、要約筆記者の派遣や、情報入手に必要な日常生活用具購入への補助等、障がい特性に応じた支援に取り組みます。
- ◇ 市からの情報提供について、幅広い世代やさまざまな障がい特性の方に対応できるよう、提供手段の充実や情報アクセシビリティの向上を推進します。



施策2-5 障がい者の地域生活の支援

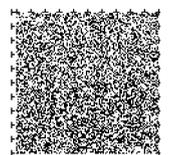
- ◇ 福祉施設建設費償還への支援等によって事業所を設置する法人に対しての助成等にとり組みます。
- ◇ 人材確保の課題解決に向けては、広域的な課題として国や県に処遇改善の要望を行っていく等、対応を検討していきます。
- ◇ 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定を通じて、障がい者の地域生活への移行促進のため、障がい者の地域生活ニーズの把握と障がい福祉サービス提供体制の在り方を検討します。
- ◇ 障がいの重度化・高齢化や、「親なき後」を見据え、地域生活支援拠点等の障がい者の居住支援のための機能充実を目指します。

施策2-6 住まいの場の整備

- ◇ グループホームを整備する法人に対する支援を継続し、施設の充実に取り組みます。
- ◇ 自宅のバリアフリー工事への助成や緊急通報システムの設置等の支援を継続し、自宅での生活支援に取り組みます。
- ◇ 障がいがある方の賃貸住宅に対する悩みについての相談窓口を継続して設置します。

施策2-7 生活環境のアクセシビリティの向上

- ◇ 「バリアフリー法」、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づき、公共交通機関・道路・公園等の整備をすることにより、障がいがある方の移動や施設利用の利便性と安全性の向上を図るとともに、誰もが快適に暮らせるようなユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進します。



【方針3】ライフステージに応じた生活支援

● 基本的な考え方 ●

障がいの種類、年齢や家族構成等の周辺環境の変化に応じて、必要な支援は変わっていきます。本人の意思決定に基づいた自立と社会参加を実現するためには、ライフステージに応じた支援をしていくことが求められます。

本市では、障がい福祉サービス等を通して、乳幼児期の療育から親なき後の生活支援まで、切れ目ない支援の提供を推進します。ご本人やご家族への、一人ひとりにあった支援により、地域生活を支え、共生社会の実現を目指すために8つの施策を実施します。

施策3-1 相談支援体制の充実

◇ 「なんでも・そくだん・やまと」として、地域で障がいに関する悩みが相談できる窓口の設置を継続して行います。制度横断的な課題に対応するため、地域包括支援センターとの連携等の強化を行います。

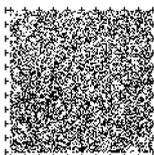
◇ 市内においては「福祉ここから相談窓口」を設置し、複合的な課題がある家庭に対する包括的なアセスメントに基づき、一体的支援を実施します。

◇ 障がい児から親なき後の支援まで、ライフステージに応じた相談ができるよう、窓口の充実に取り組みます。

◇ 医療、介護等複合的な課題を抱える方の支援に対応するため、関係機関との連携の充実を図ります。

◇ 自らの意思を決定したり、表明することが困難な障がいがある方の意思を尊重するため、意思決定支援や相談支援体制の充実に取り組みます。

◇ 障がいがある方が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健、医療、福祉関係者による協議の場の充実に努めます。

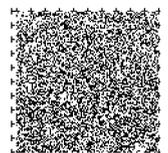


施策3-2 地域生活支援サービスの充実

- ◇ 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービスや、地域生活支援事業、もしくは市単独事業等、障がい者が地域生活を送るために必要とするサービスを選択し、利用できるような体制の整備を図ります。
- ◇ 緊急時に利用できる事業所や体験として利用できる事業所等、ニーズに応じて利用できる事業所の整備を図ります。
- ◇ 地域生活支援拠点等の機能充実を図り、地域生活を支える体制整備を推進します。

施策3-3 障がい児、発達に課題のある子どもの療育・保育・教育・福祉体制の充実

- ◇ 障がい児や発達に課題がある子どもの早期発見・早期療育のために、乳幼児健診等の母子保健事業、巡回相談の実施、保育所等との一体的な支援、児童発達支援等のサービス、児童発達支援センターを中心とした地域支援等、総合的な支援体制の充実を図ります。
- ◇ 保育所・幼稚園・学校でインクルーシブ教育を推進します。また、特別支援教育センター「アンダンテ」を中心として、特別支援教育の充実を図ります。
- ◇ 一人ひとりのニーズに応じた療育や教育を受けることができるよう、各部門や関係機関との連携を強化します。
- ◇ 医療的ケア児等コーディネーターや関係機関と連携し、医療的ケア児が個々の状況に応じた支援を受けられるよう努めます。また、引き続き市立小中学校や公立保育所に看護師を配置または派遣します。
- ◇ 通学支援については、さまざまな公的制度、社会資源の活用を視野に入れつつ、今後の支援の在り方を検討します。

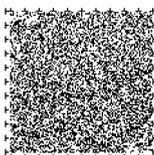


施策3-4 就労の支援

- ◇ 障害者自立支援センターを中心に、就労関係事業所や特別支援学校等と連携し、障がい者一人ひとりの状況にあった就労サービスが受けられるよう取り組みます。
- ◇ 働き方改革などの社会情勢の変化を踏まえ、企業、公共職業安定所やサービス提供事業所等の関係機関との連携を深め、雇用の促進を図ります。
- ◇ 障がい者就労施設等からの優先的な調達を推進し、機会や場所の提供を行って発注量増加に取り組みます。
- ◇ 障がい者の雇用の場の確保や工賃向上といった福祉側の課題と、農業労働力の確保等、農業側の課題を解決しつつ、地域共生社会の実現に資するものとして、農福連携事業の推進に取り組みます。

施策3-5 外出の支援

- ◇ 福祉タクシー券の交付や自動車燃料費の助成、福祉車両利用券の交付等の支援を、市単独事業として継続して実施していきます。
- ◇ 協働事業として実施している移動制約者移送サービス事業について、今後も支援を継続し、移動制約者の外出支援に努めます。
- ◇ 移動支援事業による外出支援の充実に努めます。
- ◇ 社会情勢の変化を踏まえ、サービスを受けたい人が、受けたいときに利用できるよう、サービス提供事業所等の意見を踏まえつつ、より充実するよう取り組みます。



施策3-6 経済的自立への支援

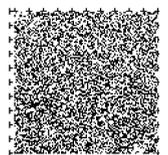
- ◇ 制度案内の冊子を配布し、税金の控除・減免等、経済的な負担を軽減する制度についての周知に継続して取り組みます。
- ◇ 特別障害者手当等の国の手当や大和市障害者福祉手当を、対象となる方に適切に案内し、支給を行います。
- ◇ 心身障害者医療費助成制度について、引き続き国による全国一律の制度の創設や県の補助対象拡大を要望していくとともに、市の助成制度の見直しを検討します。

施策3-7 保健・医療の充実

- ◇ 障がいの原因となる生活習慣病等の予防や早期発見のための各種健（検）診事業の実施、予防に向けた知識の普及や啓発を図るための健康講座や相談事業の充実に努めます。
- ◇ 障がいがある方のところと身体の維持・向上等を図るための保健・医療・福祉の連携に努めます。

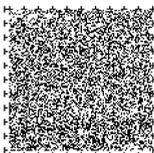
施策3-8 文化・レクリエーション・スポーツ活動の充実

- ◇ 障害者スポーツ大会への参加支援等、スポーツ活動を通じた社会参加の支援に継続して取り組みます。
- ◇ 社会情勢の変化を踏まえ、サービスを受けたい人が、受けたいときに利用できるようなサービス提供事業所等の意見を踏まえつつ、移動支援事業等のサービスがより充実するよう取り組みます。
- ◇ 各種施設の整備や、実施団体との連携により、文化・レクリエーション・スポーツ活動への参画の機会拡大を推進します。
- ◇ 精神障がいのある方だけでなく、身体障がいや知的障がいがある方の地域の居場所の確保等に取り組みます。

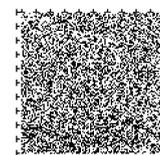


◆ ようご かいせつ
用語の解説

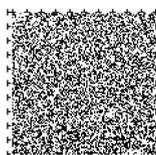
ようご 用語	ないよう 内容
あいサポート運動 <small>うんどう</small>	多様な障がい特性や困りごと、必要な配慮等を理解し、ちょっとした手助けや配慮を实践することにより、誰もが暮らしやすい地域社会の実現を目指すという運動。鳥取県が開始したもので、本市は平成31年2月に鳥取県と協定を締結して運動を開始した。
アクセシビリティ	「利用しやすさ」「近づきやすさ」という意味。施設や設備、サービス、情報等を、障がい者や高齢者等を含む誰もが不自由なく利用できるような度合いを測る言葉として使用される。
インクルーシブ教育 <small>きょういく</small>	障がいのある子どもを含むすべての子どもに対して、子ども一人ひとりのニーズにあった適切な教育的支援を、通常の学級等において行う教育。
おやあと 親なき後	日常的に親・家族等の介助（支援）者からの支援を受けながら暮らしてきた障がい者が、介助（支援）者の高齢化、疾病、死亡等によって支援を受けることができなくなり、生活上のさまざまな課題に直面すること。
かながわけん 神奈川県みんなの バリアフリー街づくり条例 <small>まち じょうれい</small>	神奈川県が、福祉の街づくり条例を見直し、さらに誰もが住み良いバリアフリーのまちづくりを進めていくため、ユニバーサルデザインやこころのバリアフリーの考え方を基本に、より実効性の高いものとして平成21年10月に施行した条例。
きょうどうじぎょう 協働事業	「大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例」の規定に基づき、市民、市民団体、事業者と市が役割と負担を明確にしながら、お互いの提案により協力して実施し、社会に貢献する事業。
ごうりてきはいりょ 合理的配慮	「障害者が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失したまたは過度の負担を課さないものをいう。」（障害者権利条約第2条）
しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法	平成28年4月に施行。障がいを理由とする差別の禁止や行政機関等及び事業者に対する社会的障壁の除去の実施を求めること等を規定した。



ようご 用語	ないよう 内容
しょうがいしゃじりつしえんきょうぎかい 障害者自立支援協議会	しょうがい福祉に係る多種多様な問題に対し、当事者団体や家族会、サービス提供事業者、教育機関等の地域の関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向けて中核的な役割を果たすことを目的として設置されている協議会。
しょうがいしゃじりつしえん 障害者自立支援センター	障害者一人ひとりが個人として尊重され、その有する能力及び適性に応じ、地域での日常生活または社会生活を営むことができるよう、相談支援や就労訓練支援等の支援事業を行うセンター。
しょうがいしゃそうごうしえんほう 障害者総合支援法	「障害者自立支援法」が改正される形で成立した法律。福祉サービスの整備や、難病患者が福祉サービスの対象になる等の改正があった。
せいねんこうけんせいど 成年後見制度	知的障害、精神障害等で判断能力が不十分な場合、財産管理や遺産分割、介護その他商法上の契約等で権利を侵されたり不利益を被ることがないように、本人の代わりにする契約代理人を選任したり、誤った契約を取り消すようにすることができる保護・支援制度。
ちいきせいかつしえんきよてん 地域生活支援拠点	障害者の重度化、高齢化や「親なき後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を目的としたもので、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つの機能が軸となる。
とくべつしえんきょういく 特別支援教育	とくべつしえんがっこう（盲・聾・養護学校）、特別支援学級等に在籍する児童・生徒だけではなく、通常の学級に在籍しているLD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）、高機能自閉症（知的発達の遅れを伴わない自閉症）等の発達障がいの子どもも含めて、一人ひとりにきめ細やかな支援をしていく教育。
なんでも・そうだん・やまと	市内在住の障害者や家族の障がい福祉に関するさまざまな不安や悩み等に、専門の相談員が無料で相談に応じ、地域で安心して豊かな生活を送ることができるように支援する事業所。



ようご 用語	ないよう 内容
はたら かのたかいかく 働き方改革	「働く人たちが、それぞれの事情にあわせて、多様な働き方を選択できる社会」を実現するための取り組み。2019年から働き方改革に関連する法律が順次施行され、時間外労働の上限規制や残業の割増賃金率の引き上げなどが実施されている。
バリアフリー	障がい者や高齢者等が移動したり施設を利用したりする上で、バリア（障壁）となるものを取り除くことで生活しやすくしようとする考え方。社会的・制度的・心理的なバリアを取り除くという意味でも用いられる。
バリアフリー法	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）。高齢者、障がい者、妊婦、けが人等の移動や施設利用の利便性・安全性の向上を促進するため、公共交通機関や建築物、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、駅を中心とした地区や、高齢者や障がい者等が利用する施設が集まる地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する法律。
ふくし 福祉ここから相談窓口	近年、育児や介護、障がい、生活困窮など、市民の抱える福祉課題は、ますます複雑化・複合化している。本市では、これまでも子どもや高齢者、障がい者、生活困窮者などに対して対象者別の制度に基づいた支援を実施しており、各福祉分野にまたがった複合的な課題を抱える市民に対し、単独の専門窓口にとどまらない、包括的な相談、支援の体制が求められてきた。そこで、令和6年4月から、本市では、福祉の相談支援体制を「組織体制」と「職意識の向上」という客観・主観の両面から整備、充実し、新しい相談支援体制の構築を目指し、関係各課の窓口を「福祉ここから相談窓口」と位置づけた。
ヘルプカード	障がいや病名、かかりつけ病院、服薬している薬等の情報や、緊急連絡先等を記載しておき、災害時や緊急時等、周囲の人に手助けを求めたいときに使用するカード。
ユニバーサルデザイン	身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、すべての人が使いやすいように考慮してつくられた汎用性のある施設、製品、情報の設計（デザイン）。



やまとししょう しゃふくしけいかく がいようばん
大和市 障がい者福祉計画 概要版

はっこうねんげつ れいわ ねん がつ
発行年月：令和7年4月

へんしゅう はっこう やまとし ふくしぶ しょう ふくしか
編集・発行：大和市 あんしん福祉部 障がい福祉課

〒242-8601 やまとしつるまいちようめ ばん ごう
大和市鶴間一丁目31番7号

やまとしほけんふくし ない
(大和市保健福祉センター内)

TEL：046-260-5665 / FAX：046-262-0999

